

対立する他動詞をもつ自動詞の使役構文

夏, 茜
九州大学大学院 (博士課程)

<https://doi.org/10.15017/11940>

出版情報 : 語文研究. 66/67, pp.139-143, 1989-06-10. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :



対立する他動詞をもつ自動詞の使役構文

夏

茜

一

一般に他動詞を別に持つ自動詞は、使役の構文を持たないことが多い。たとえば、「建つ」「建てる」のような自他の対応形を持つ動詞の場合、

I a、家が建つ

b、私は家を建てる

という言い方は成立するが、

c、*私は家を建たせる

という言い方はできない。「育つ」「育てる」の場合も、

II a、子供が育つ

b、私は子供を育たせる

という言い方はできない。しかし、ある条件のもとでは、このような自他の対応形を持つ動詞の場合でも自動詞使役の形が可能な場合がある。

III a、子供が車から降りる

b、私は子供を車から降ろす

c、私は子供を車から降りさせる

IV a、子供が二階に上がる

b、母は子供を二階に上げる

c、母は子供を二階に上がらせる

これについては、青木、井上に詳しい考察があり、cの自動詞使役構文の成立不成立ははたらきかける対象の意志性の有無に関係があるとされる。III IVの場合、その自動詞の表す動作は、対象である子供自身の能力、意志を前提にしているので、cの使役構文が成立するが、IIの「建つ」「育つ」には、「家」や「子供」の「意志」などというのは考えられない。そのためcの使役構文は成立しないというのである。

a、子供が二階から落ちた

b、彼は子供を二階から落とす

は成立するが、

c、*彼は子供を二階から落ちさせた

は不自然であるのは、「落ちる」が意志的動作ではないからである。

使役構文で表現しようとするなら、子供の意志的動作を前提にして「とびおりさせる」としなければならぬのである。

使役構文の成立に、このように対象の意志性が関係あるとする
と、当然、対象が非情物の場合は、自動詞使役構文は成立しにくい
ことになる。Iの「私は家を建たせる」の使役構文が成立しないの
は、非情物の対象の「家」に意志性を想定することが困難であるた
めである。

a、電気がつく

b、私は電気をつける

は可能であるのに対して、

c、*私は電気をつかせる

が成立しないのも同様な理由によるのである。

しかし、対象がこのような非情物の場合でも、使役構文がまった
く成立しないというわけではない。青木(一九七六)は

ゼリーを冷蔵庫に入れてかたまらせる

溝を掘って水を流れさせる

のような例をあげて、対象が非情物の場合でも、対象自体に備わっ
ている能力・本性が実現する事態を有情物の意志的行動と同様なも
のとみなし得る場合には自動詞使役構文を成立させることができる
とする。

井上(一九七六)も

メアリーが水につけて、毛織物を縮ませた

のような例を上げて、補文の主語(毛織物)が無生名詞でも、「自
分」で「縮む」というような「自発性」を持っていると解釈できる
場合には使役構文の補文主語にもなり得るとしている。

対象が非情物の場合でも例外的に使役構文が成立することがある
こと、それは、対象語の「自発性」(井上)「動作実現能力・本性」
(青木)の認められる場合に限られるという指摘は、たいへん興味
深い。非情物の場合の、この例外的な自動詞使役構文の成立非成
立には、なお考えあわせる問題があるように思われる。

楊凱栄は

例えば、髪やひげ、爪には、両氏の言うような自発性と実現能
力・本性が備わっているのにもかかわらず、

(7) 髪(ひげ・爪)が伸びる

のに対し、

(8) 髪(ひげ・爪)を伸ばす

とは言えるが、

(9) 髪(ひげ・爪)を伸びさせる

は、おかしいという日本人がほとんどである。(9)の反例から、
対応する他動詞をもつ自動詞に「サセル」がつくか否かは、動
作・作用の主体(Y)(対象・筆者注)に自発性や実現能力、本
性を持つか、持たないかを問題にしても、解決されそうにない
ということが言えるのではないだろうか。^④

と、疑問を投げ掛けられた。この疑問については、どのように考え
たらよいのであろうか。「自発性や実現能力、本性を持つか、持たな
いか」で非情物の自動詞使役構文の成立非成立を説明することが正
しくないということなのであろうか。次に、この点について考えて
みようと思う。

楊氏の指摘されるように、髪やひげ、爪には、たしかに「伸びる」という「自然に生ずる性質」が備わっているのであるが、「私は髪を伸びさせる」という使役構文は成立しない。これはどうしてなのかということを考えてみるために、この自動詞使役構文を分析してみると、使役者は主語である「私」、被使役者（対象）は「髪」であるが、その「髪」は「私」、すなわち使役者のものであることが注意される。

かりにいま、主語を「葉」に変えると、次のようにその成立の可否が異なってくる。

- a、髪が伸びる
- b、葉が髪を伸ばす
- c、葉が髪を伸びさせる

この場合は、自動詞使役構文が必ずしも不可能ではないのである。

「髪」「ひげ」「つめ」等にはたしかにそれ自体「伸びる」「能力はあるが、私は髪を伸びさせる」というような使役構文が成立しないのは、それらが使役者の身体の一部であるということと関係があるのではないかと思われる。そこで、身体部位を対象とする他動詞文、自動詞使役文の成立不成立を、

- (i)人を主語とし、その人自身の身体部位について言う場合
 - (ii)人を主語とし、他者の身体部位について言う場合
 - (iii)原因を主語として言う場合
- の三つに分けて検討してみることとする。

① (i) a、目が腫れている

b、私は目を腫らした

c、*私は目を腫れさせた

(ii) a、彼の目が腫れている

b、*私は彼の目を腫らした

c、△私は彼の目を腫れさせた

(iii) a、目が腫れている

b、睡眠不足が彼の目を腫らした

c、睡眠不足が彼の目を腫れさせた

② ① a、ひげが生える

b、私はひげを生やした

c、*私はひげを生えさせた

③ ① a、夫のひげが生える

b、*私は夫のひげを生やした

c、△私は夫のひげを生えさせた

④ ① a、ひげが生える

b、葉が夫のひげを生やした

c、葉が夫のひげを生えさせた

⑤ ① a、手がある

b、私は手をあらした

c、*私は手をあれさせた

⑥ ① a、彼女の手がある

b、*私は彼女の手をあらした

c、△私は彼女の手をあれさせた

⑦ ① a、手がある

b、農作業が彼女の手をあらした

c、農作業が彼女の手をあれさせた

以上の用例について、成立不成立ということのみをみていくと、まず(i)のように自分自身の身体部位の場合、使役構文が成立しにくいと言えよう。(ii)のように他人の身体部位の場合、bの他動詞文が成立しにくいと言えよう。これに対して(ii)の原因と結果の関係をなすものの場合には使役構文が可能になるのである。

まとめて言うと、対象が他人の体の一部である場合、原因と結果の表現の場合には使役構文が自然であるが、自分自身の身体部位の場合、他動詞文の方が自然になる。

これはどうしてかということを考えてみると、使役の基本的意味が「AがBに動作作用をするようにしむける」ということだとすると、自分の意志とは異なる自律性をもつみずからの身体部位に対して、動作・作用をするようにしむけることが困難であるということと関係があるものと思われる。

ゼリーを冷蔵庫に入れて固まらせる
溝を掘って水を流れさせる

の場合は、使役者である「私」が溝を掘ったり、冷蔵庫に入れたりして、水が流れたり、ゼリーが固まったりするようにしむけることができるが、使役者の身体の一部である「髪」「ひげ」などは、使役者自身が「伸びる」ようにしむけることができないということである。

「髪が髪を伸びさせる」は、「葉」が作用して髪が伸びるようにしむける、というはたらきかけの関係が認められるのでこの場合は使役構文が自然になるものと思われる。

(ii)のように対象が他者の体の一部である場合は、人間の身体部位の生理的変化が他者の意志のままに直接コントロールされることはない。これに対し、他動詞表現は直接に対象にはたらきかける表現である。(ii)の場合の人間の身体部位を対象とする他動詞構文が不自然になるのはこのためと思われる。

楊凱栄氏の指摘された非情物の自動詞使役構文についての疑問は、以下のように考えることで解決できるのではないかと思われる。

三

ところで、対立する他動詞を持つ自動詞は、前述のように使役構文を持たないのが普通である。時枝の言うように、自動詞の使役は他動詞とみ得るところがあるとすると、別に他動詞が備わっている自動詞の場合は、あえて自動詞の使役で表現するまでもなく、その他動詞構文で十分ということになるからである。

ところが、対立する他動詞が別にある自動詞が、その他動詞の形で表現するより、自動詞の使役がかえって自然であるという場合がある。たとえば、

a、子供がよこたわる

b、*私は子供をよこたえる

c、私は子供をよこたわらせる

これは、自動詞の使役は他動詞と同じと言いながら、決して両者は等価でないことを示している。

注

① 本稿における使役の定義は左掲の青木伶子氏の定義に従う。

「使役とは、ある者が他者に対して、他者自らの意志において或いは主体性をもってその動作を行うようにしむけること（この場合の他者とは有情物に限らない。非情物の持つ動作実現能力・本性は、有情物の意志・主体性と同様にみなし得る）」

青木伶子「使役—自動詞・他動詞との関わりにおいて—」『成蹊国文』十号（一九七六）

② 本稿の対立する自動詞と他動詞との構文の対応の認定においては、奥律の指摘する「自動詞のとり主語が他動詞のとり目的語と一致する」という構文的な性質によることにする。

奥津敬一郎「自動化・他動化および両極化転形」『国語学』70号一九六九年（一九七六）

③ 井上和子 一九七六『変形文法と日本語』大修館

④ 楊凱栄「使役表現」について—中国語との対照を通じて—『日本語学』4月号（一九八五）

⑤ 時枝氏の理論を要約すれば、次のようになる。

使役とは二重の他動であって、自動詞に「す」「せる」「させる」をつけ、たものは他動の意味を表わし、使役にはならないということである。

時枝誠記『日本文法口語篇』岩波書店一九五〇